

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○平成七年宮城県告示第千四十三号(公害防止条例施行規則に基づく騒音規制の適用基準別地域指定)の一部改正	(環境対策課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可	(長寿社会政策課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○認証食品の認証	(食産業振興課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	三
○道路の供用開始	(道路課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(三件)	(警察本部会計課)	四
○公開口頭審理の開催	人事委員会	四
○宮城県告示第百三十三号		
平成七年宮城県告示第千四十三号(公害防止条例施行規則に基づく騒音規制の適用基準別地域指定)の一部を次のように改正し、平成二十二年二月五日から施行する。		
その関係図面は、大衡村役場、塩釜保健所及び宮城県庁(環境生活部環境対策課)に備え置いて、一般の縦覧に供する。		

告 示

平成二十二年二月五日

第二号黒川郡大衡村の項を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大衡村 大瓜字寺前九番地の一、九番地の二、九番地の四、九番地の五、十番地の一、十番地の七から九まで、百五番地の二から四まで、百十一番地の六

大瓜字小沼田六十二番地の一

大瓜字青木六十九番地の三、七十九番地の六、七十九番地の八、八十三番地の二、九十三番地から九十七番地まで

大瓜字中山四十五番地の百五十一、四十五番地の百五十三から百五十九まで

大瓜字土橋十七番地の十五、十七番地の二十六

大瓜字東沢五十一番地の一、五十一番地の二

沖の平一、二番地の一、二番地の二、三番地の一、三番地の二、四番地、七番地から十一番地まで、十三番地の一、十三番地の二、十四番地の一から三まで

○宮城県告示第百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 故郷まちづくりナイン・タウン

金正

二 主たる事務所の所在地 登米市中田町石森字野元八十五番地一

三 定款に記載された目的 この法人は、行政、福祉施設、地域社会等と協働した市民主体のまちづくりを目指す、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年一月二十二日

○宮城県告示第百五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設として、次のとおり許可した。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号

施設の名称及び所在地

開設者の名称又は氏名

許可年月日

〇四五〇五八〇〇三〇	医療機関併設型小規模介護老人保健施設 リンデン ウイラ 気仙沼市東新城二丁目九番地の一	医療法人社団晃和会	平成二十二年一月一日
------------	---	-----------	------------

〇宮城県告示第百六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五二〇〇六九〇	事業所の名称及び所在地 就労支援センター パンビの杜 仙台市宮城野区萩野 町二丁目十一番地二	指定障害福祉サービスの種類 就労移行支援	設置者名 株式会社E c o l i f e	指定年月日 平成二十二年 二月一日
---------------------	--	-------------------------	------------------------------	-------------------------

〇宮城県告示第百七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証食品 一 認証食品	品目 あられ類	申請者の氏名 又 は 名 称 みやぎのあられ株式 会社 代表取締役 石田定 克	製造業者の名称 又 は 屋 号 みやぎのあられ株式 会社	製造所等の所在地 巨理郡巨理町鹿島字吹田五一
-------------------	------------	---	--	---------------------------

二 認証年月日

平成二十二年一月二十九日

〇宮城県告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町吉田字上嘉太神南一五の二、一五の二八、一五の二九、一五の五五から一五の五七まで、一五の五八（次の図に示す部分に限る。）、一五の六〇、一五の六三から一五の六五まで、一五の六八、一五の八二、一五の八三、一五の八四（次の図に示す部分に限る。）、一五の八五から一五の八七まで、字旦ノ原三六の一・三六の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六の七から三六の九まで、三六の一〇・三六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六の二、三六の三・三六の一八・三六の一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三六の二〇、四〇の一、四〇の二、字沢渡北七七の一、七七の四から七七の六まで、字明ヶ沢五五の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町吉田字上嘉太神南一五の三から一五の七まで、一五の五二・一五の五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字旦ノ原三六の一・三六の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六の六、三六の一〇・三六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六の二、三六の三・三六の一八・三六の四・三六の五の六、五の七、五の一、五の二、五の三、五の四、五の五の三から五の五の五まで、字口水三六の二、字台ヶ森北三の一、字中見山下一四の一

三 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

四 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬい。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十二年一月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可の種別	受付年月日
門脇組 守	大崎市古川新田字宝絵二十五	般・十九百四十九号	全部廃業とび・土工事業	平成二十一年十二月十六日
株式会社クレア 岩淵 賢	栗原市栗駒中野稲荷前百十五・五十六	特・十八百三十六号	一部廃業 特定建設業 土木事業 ほ装工事 水道施設工事	平成二十一年十二月十七日
齋藤組 齋藤 康且	黒川郡大和町吉岡字白鳥五	般・十七百九十九号	全部廃業とび・土工事業	平成二十一年十二月十五日
株式会社創建ブ ロツクス 千田 修二	仙台市泉区南光台四丁目五・一	般・十六百五十六号	全部廃業 一般建設業 大土工事業 屋根工事 内装仕上工事 建具工事	平成二十一年十二月二十四日
有限会社ケー・アイ工業	名取市高館熊野堂字余方中西十九	般・十七百三十三号	一部廃業 一般建設業	平成二十一年十二月二十四日

毛塚 孝一	宮城県塩竈市真山通一丁目八・三十五	般・十八百四十八号	全部廃業 一般建設業 土木事業 とび・土工事業 しゅんせつ工事	平成二十一年十二月二十八日
株式会社新成 渡辺 美香	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢十五	般・二十百五十三号	全部廃業とび・土工事業	平成二十一年十二月二十五日
株式会社阿部内 装興業 阿部 節男	仙台市宮城野区高砂一丁目二十八・一	般・十八百六十五号	一部廃業 一般建設業 大土工事業 左官工事 とび・土工事業 石工事 屋根工事 タイル・れんが・タイル・れんが・鋼構造物工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 熱絶縁工事 建具工事	平成二十一年十二月二十五日
日建ワール工業株式会社 戸島 清重	仙台市宮城野区日の出町一丁目一・十七	般・二十一百七十号	全部廃業 一般建設業 大土工事業 屋根工事 内装仕上工事	平成二十一年十二月十八日
有限会社但木建設 但木 賢一	登米市迫町新田字品ノ浦七十三・一	般・二十一百三十八号	一部廃業 一般建設業 左官工事 板金工事 ガラス工事 内装仕上工事 熱絶縁工事 建具工事	平成二十一年十二月二十八日
株式会社ブレイスコスガ 小菅 政夫	仙台市泉区野村字西原一・二	般・二十百九十九号	一部廃業 一般建設業 大土工事業 屋根工事 内装仕上工事 建具工事	平成二十一年十二月十六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台松島線	宮城県松島町桜渡戸字中島一〇番二地先から同郡同町桜渡戸字麦田一八番四地先まで	平成二十二年一月十日正午

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 クライアントシステム用サーバ貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年一月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 三億四百三十六万六千二百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年十二月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 統合型GISシステム機器賃借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年一月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション㈱東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 六千三百四十三万九千九百七十七円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年十二月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 反則通告等管理システム賃借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年一月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース㈱東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番一十二号

五 落札金額 二千九百九十三万三千七百六十七円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年十二月二十五日

人 事 委 員 会

○元宮城県第二工業高等学校勤務尾崎弘典に対する平成二十年八月十九日付け懲戒処分について、第一回口頭審理を次により行う。

平成二十二年二月五日

宮 城 県 人 事 委 員 会

一 日 時

平成二十二年三月五日 午後一時

二 場 所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎 十一階 一〇七会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。

なお、傍聴者の入場は、午後零時三十分からとします。